

周知の埋蔵文化財包蔵地内における取扱い要綱（京都市域内）

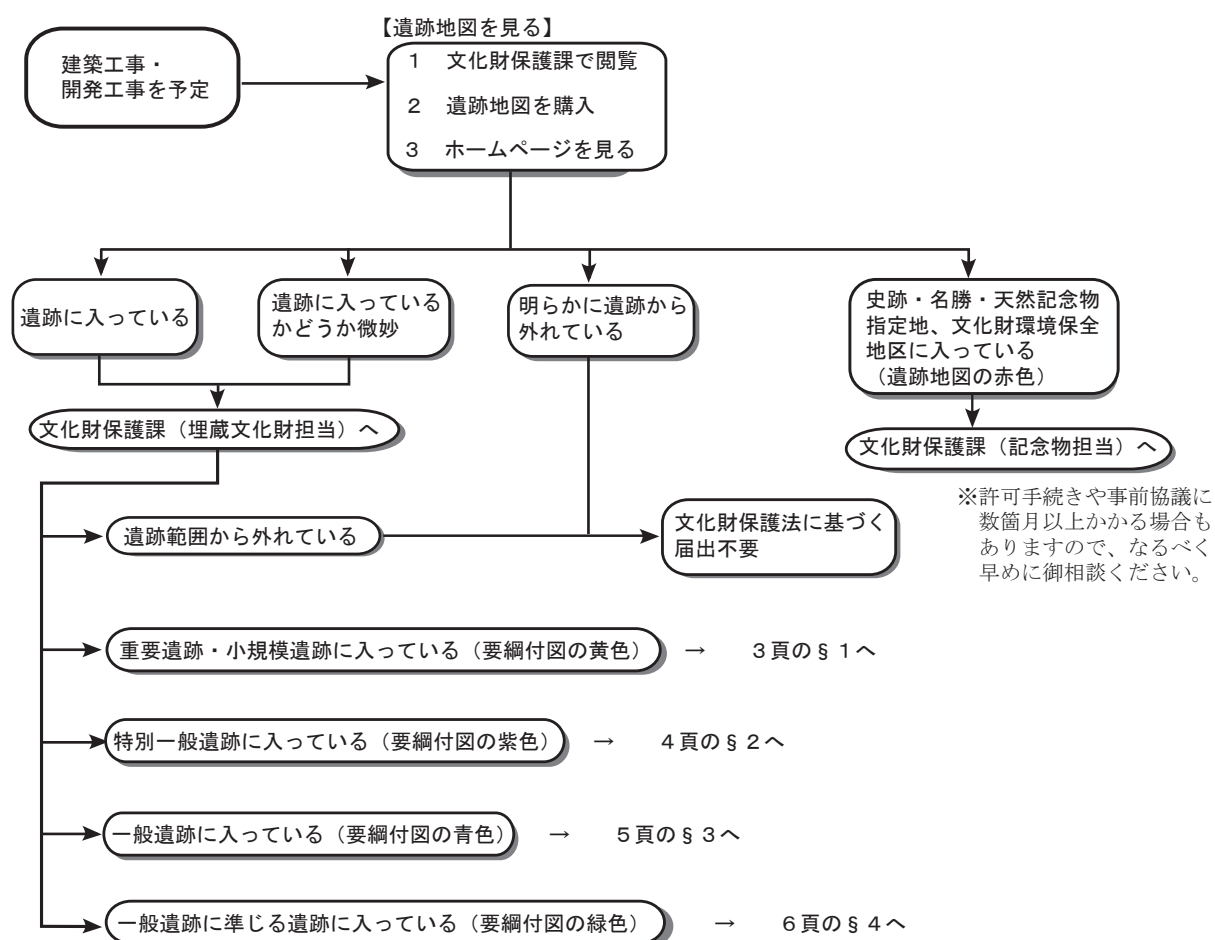
中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488
分庁舎地下1階
電話 075-222-3130

はじめに

京都市内には旧石器時代から江戸時代にかけての周知の埋蔵文化財包蔵地（以下「遺跡」という。）が約930箇所あります。これらの遺跡内で公共事業を除く建設工事や開発工事、土壌汚染土の除去などを行う場合、文化財保護法第93条に基づき、**工事開始の60日前までに**届出を行っていただく必要があります。

なお、必ず注意事項（2ページ）、関連法・通知（8ページ）を御覧ください。

市内遺跡とその手続き



届出に対する指示内容について

京都市では、工事の遺跡に及ぼす影響等を考慮して文化財保護法第93条第2項に基づき、以下の調査内容を指示しております。

発掘調査：工事により遺跡が破壊される場合に実施する調査。

試掘調査：遺跡の有無や残存状況の確認、開発事業との調整、記録保存のための発掘調査の範囲及び調査に要する期間や経費等の算定のために行う調査。

立会調査：ガス管敷設等の線掘り工事や遺跡に与える影響の小さな小規模工事について、工事時の掘削の際に調査員が立ち会う調査（詳細分布調査）。

慎重工事：遺跡へ影響を及ぼさないよう慎重に工事し、遺構・遺物を発見した場合は連絡していただくこと。

届出における注意事項について

文化財保護法に基づき届出する必要がある場合、以下の要件について注意してください。

- 1 建築確認申請に提出する建築面積よりも地下室や地盤改良等の掘削面積が大きい場合、大きい方の掘削面積が届出・調査対象になります。
- 2 地下ピット式の駐車場や、ガソリントank等の地中埋設物の面積も掘削面積に含まれますので、これらの面積と建築面積の合計面積が届出・調査対象になります。
- 3 過去に届出がなされ、発掘調査・試掘調査・立会調査が実施されている場合におきましても、再度開発行為や建築計画をされる場合は、改めて届出が必要となります。
- 4 建て替え工事の際、既存建物に地下室がある場合等、該当する遺跡が既に破壊されていると考えられる時には、地下部分等の面積を調査対象面積から除外することがあります。
なお、事前協議時、届出時には既存建物の基礎構造の分かる図面等をお持ちください。
- 5 過去に試掘調査が実施されている場所については、新規計画の規模にかかわらず、過去の調査結果を優先することがあります。
- 6 過去に発掘調査や試掘調査の行われた同じ敷地内でも、建築面積や建築場所が大きく異なる場合は、新たな計画とみなし、再度、発掘調査・試掘調査が必要になる場合があります。
- 7 個人住宅等の小規模な土木工事でも発掘調査を指示する場合があります。
- 8 国の機関、地方公共団体又は国もしくは地方公共団体設立に係る法人等が主体となる事業においては文化財保護法第94条第1項に基づく通知が必要となり、以下の内容とは基準が異なりますので、別途御相談ください。



〔参考〕 試掘調査の実施状況

§ 1 重要遺跡・小規模遺跡の場合

京都市では、埋蔵文化財の保護上、特段の注意を要する遺跡を重要遺跡として取り扱っており、全ての土木工事について届出が必要になります。また、遺跡そのものが小規模で、工事によって容易に破壊される可能性の高い小規模遺跡についても、重要遺跡同様に全ての土木工事について届出が必要になります。

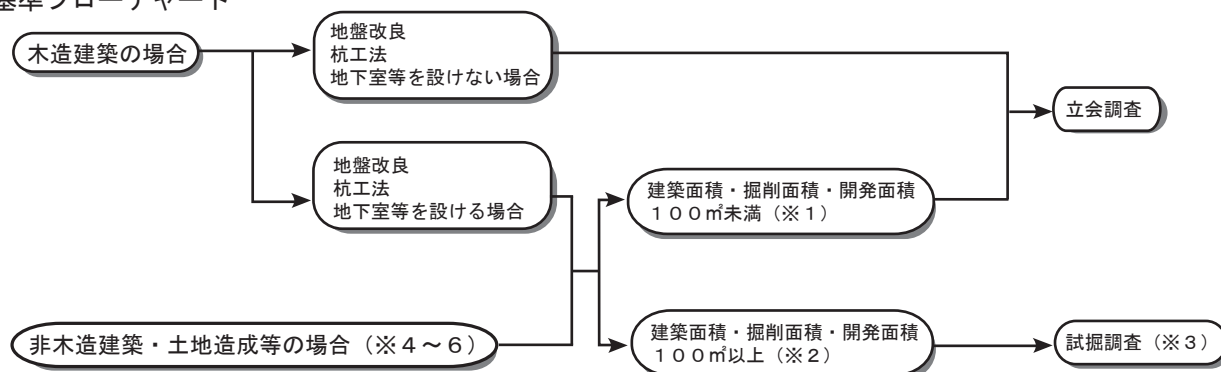
重要遺跡：(1)平安宮跡、(2)北野廃寺、(3)大徳寺旧境内、(4)室町殿跡（花の御所）、(5)北白川廃寺、(6)六勝寺跡、(7)方広寺跡、(8)安祥寺上寺跡、(9)山科本願寺跡（一部）、(10)山科本願寺南殿跡、(11)中臣遺跡、(12)大宅廃寺、(13)西寺跡、(14)羅城門跡、(15)教王護国寺境内（東寺旧境内）、(16)大藪遺跡（一部）、(17)東院跡、(18)高山寺境内、(19)桎原廃寺、(20)栢ノ杜遺跡、(21)鳥羽離宮跡、(22)周山廃寺、(23)周山城跡、(24)指月城跡、(25)三条せと物や町跡、(26)本能寺城跡（一部）、(27)鹿苑寺旧境内（北殿）、(28)御土居跡（一部）、(29)公家町遺跡（一部）、(30)伏見城跡（一部）、(31)淀城跡（一部）、(32)石見城跡、(33)金剛院旧境内、(34)如意寺跡、(35)神護寺境内

小規模遺跡：古墳（）、古墓（）、経塚（）、窯跡（）等、遺跡の規模が小さく、わずかな規模の工事でも容易に消失してしまう恐れのある遺跡。

- 提出書類：**①「埋蔵文化財の発掘の届出について」
添付図面（付近見取図、配置図、平面図、基礎断面図、基礎伏図等）
②「京都市文化財調査指導カード」
添付図面（付近見取図）
③「立会・試掘調査に伴う出土文化財の権利放棄について」

提出部数：各1部

調査基準フローチャート



- ※1 ただし、周辺の調査データに基づき、重要な遺跡の出土が予想される場合や、古墳等の主体部や窯跡の本体等と工事範囲が重複する場合は、建築面積等にかかわらず、試掘調査や発掘調査を指示する場合があります。
- ※2 既存建物と新規計画建物が重複する場合、既存建物に地下室等が存在し、遺跡が既に破壊されていると考えられるときは、地下室部分等の面積を調査対象面積から除外することがあります。
- ※3 周辺の調査状況から、遺跡の出土が確実視される土地で、土木工事を行う場合は、試掘調査を経ないで発掘調査を指示することがあります。
- ※4 開発許可行為に該当する・しないに関わらず、土地造成工事を行う場合は、届出が必要となり試掘調査を指導します。ただし、造成内容が遺跡に影響を及ぼさないと判断できる場合は、立会調査等を指示する場合があります。
- ※5 土地造成工事の後、建物建設工事を行う場合は、土地造成工事及び建物建設工事の両方で届出が必要となります。
- ※6 林道等の道路造成工事、営農に伴う開拓工事、ヘリポート造成、太陽光発電等の新電力設置工事等、周知の埋蔵文化財包蔵地の保存に重大な影響を与えられとされる工事についても届出が必要となりますので、必ず事前相談してください。

§ 2 特別一般遺跡の場合

京都市では、縄文時代や古墳時代などの先史時代から江戸時代にかけて、何時代もの遺跡が複雑に重なり合う遺跡を、埋蔵文化財の保護上、特段の注意を要する遺跡として特別一般遺跡として取り扱っています。特別遺跡に該当する場合は、時代ごとの遺跡が存在する地面（遺構面）が複数存在することや、遺構が高密度に存在すること、出土遺物量が格段に増えることなどを理由として、発掘調査に要する期間や調査費用がその他の遺跡よりも必要になる可能性が高くなります。調査に必要な工期や費用について、事前に文化財保護課と十分な協議をしてください。

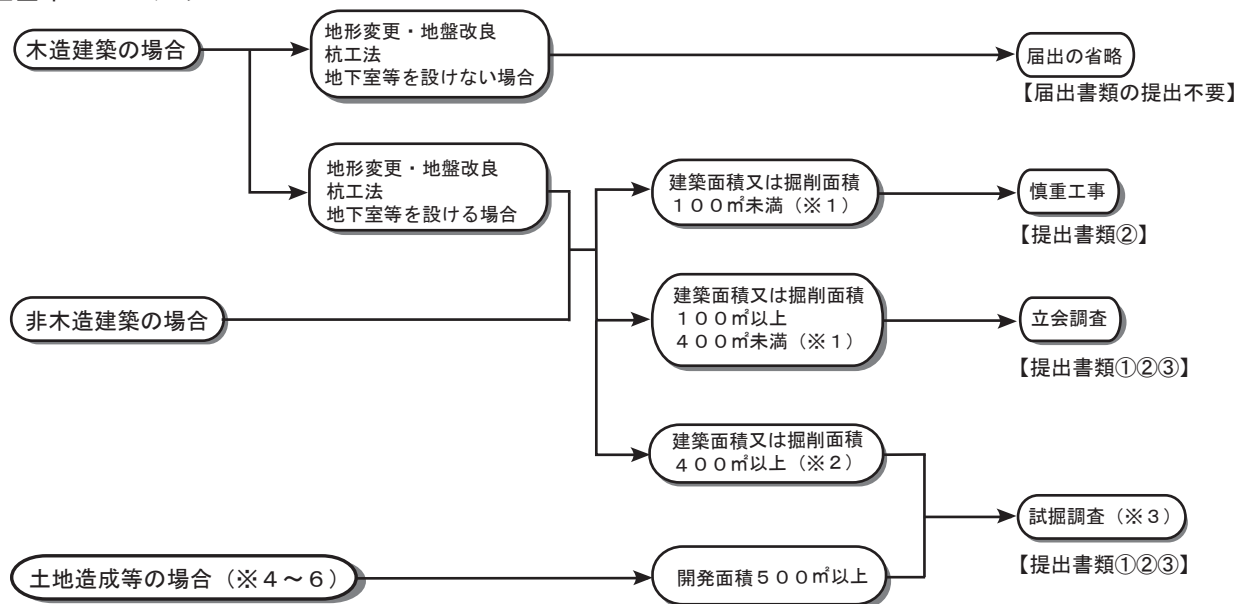
特別一般遺跡：（１）平安京跡のうち、大宮通よりも東側の部分でかつ史跡や重要遺跡及び高陽院跡に該当する部分を除いた範囲
（２）伏見城跡（城下町部分）

提出書類：①「埋蔵文化財の発掘の届出について」
添付図面（付近見取図、配置図、平面図、基礎断面図、基礎伏図等）
②「京都市文化財調査指導カード」
添付図面（付近見取図）
③「立会・試掘調査に伴う出土文化財の権利放棄について」

提出部数：各１部

※該当する工事内容によって提出の有無、書類の内容が変わりますので、下記のフローチャートを参照ください。

調査基準フローチャート



※1 ただし、周辺の調査データに基づき、重要な遺跡の出土が予想される場合、建築面積等にかかわらず、試掘調査や発掘調査を指示する場合があります。

※2 既存建物と新規計画建物が重複する場合、既存建物に地下室等が存在し、遺跡が既に破壊されていると考えられるときは、地下室部分等の面積を調査対象面積から除外することがあります。

※3 周辺の調査状況から、遺跡の出土が確実視される土地で、土木工事を行う場合は、試掘調査を経ないで発掘調査を指示することがあります。

※4 開発許可行為に該当する・しないに関わらず、土地造成工事を行う場合は、届出が必要となり試掘調査を指導します。ただし、造成内容が遺跡に与える影響が軽微であると判断できる場合は、立会調査等を指示する場合があります。

※5 土地造成工事の後、建物建設工事を行う場合は、土地造成工事及び建物建設工事の両方で届出が必要となります。

※6 林道等の道路造成工事、営農に伴う開拓工事、ヘリポート造成、太陽光発電等の新電力設置工事等、周知の埋蔵文化財包蔵地の保存に重大な影響を与えられる工事についても届出が必要となりますので、必ず事前相談してください。

§ 3 一般遺跡の場合

一般遺跡：京都市内の大半の遺跡が該当します。

提出書類：①「埋蔵文化財の発掘の届出について」

添付図面（付近見取図、配置図、平面図、基礎断面図、基礎伏図等）

②「京都市文化財調査指導カード」

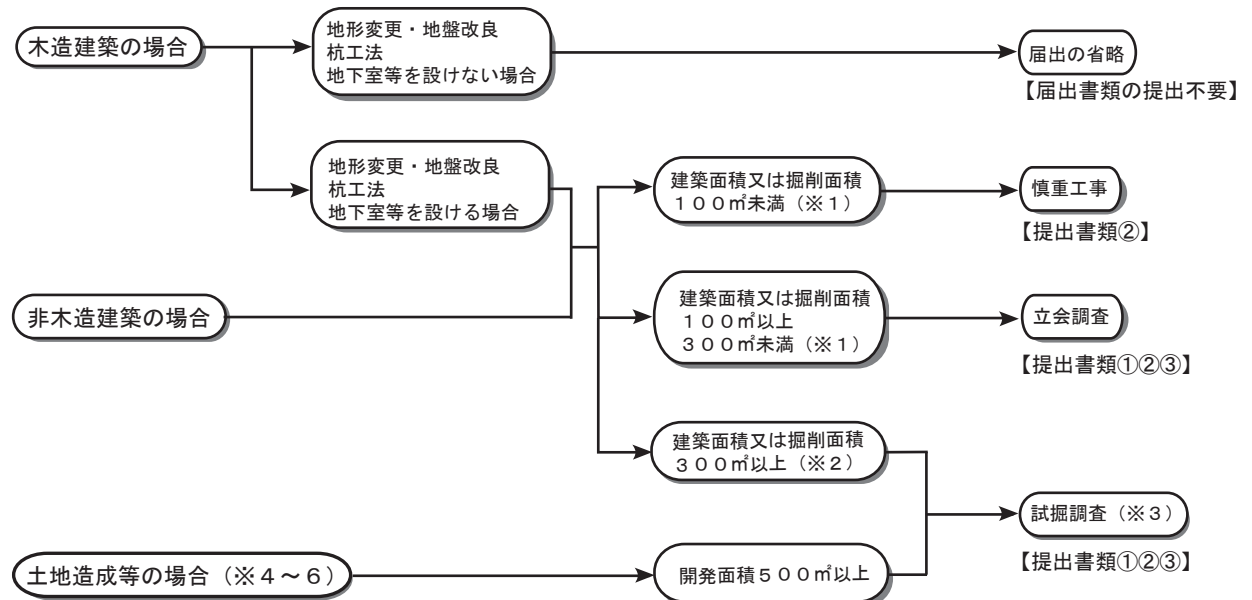
添付図面（付近見取図）

③「立会・試掘調査に伴う出土文化財の権利放棄について」

提出部数：各 1 部

※該当する工事内容によって提出の有無、書類の内容が変わりますので、下記のフローチャートを参照ください。

調査基準フローチャート



※1 ただし、周辺の調査データに基づき、重要な遺跡の出土が予想される場合、建築面積等にかかわらず、試掘調査や発掘調査を指示する場合があります。

※2 既存建物と新規計画建物が重複する場合、既存建物に地下室等が存在し、遺跡が既に破壊されていると考えられるときは、地下室部分等の面積を調査対象面積から除外することがあります。

※3 周辺の調査状況から、遺跡の出土が確実視される土地で、土木工事を行う場合は、試掘調査を経ないで発掘調査を指示することがあります。

※4 開発許可行為に該当する・しないに関わらず、土地造成工事を行う場合は、届出が必要となり試掘調査を指導します。ただし、造成内容が遺跡に与える影響が軽微であると判断できる場合は、立会調査等を指示する場合があります。

※5 土地造成工事の後、建物建設工事を行う場合は、土地造成工事及び建物建設工事の両方で届出が必要となります。

※6 林道等の道路造成工事、営農に伴う開拓工事、ヘリポート造成、太陽光発電等の新電力設置工事等、周知の埋蔵文化財包蔵地の保存に重大な影響を与えると考えられる工事についても届出が必要となりますので、必ず事前相談してください。

§ 4 一般遺跡に準じる遺跡の場合

一般遺跡に準じる遺跡：指示基準を一部緩和している遺跡です。具体的な遺跡名は以下のとおりです。

- (1) 平安京跡のうち、旧天神川の西側でかつ七条通以南の場所、
- (2) 長岡京跡のうち、旧桂川の氾濫流域、
- (3) 上賀茂遺跡、(4) 烏丸町遺跡、(5) 烏部（辺）野、(6) 芝町遺跡、(7) 上鳥羽遺跡、
- (8) 下津林遺跡、(9) 伏見稻荷大社境内（ただし、古墳群・経塚に相当する部分を除く）、
- (10) 向島城跡、(11) 木津川河床遺跡

提出書類：①「埋蔵文化財の発掘の届出について」

添付図面（付近見取図、配置図、平面図、基礎断面図、基礎伏図等）

②「京都市文化財調査指導カード」

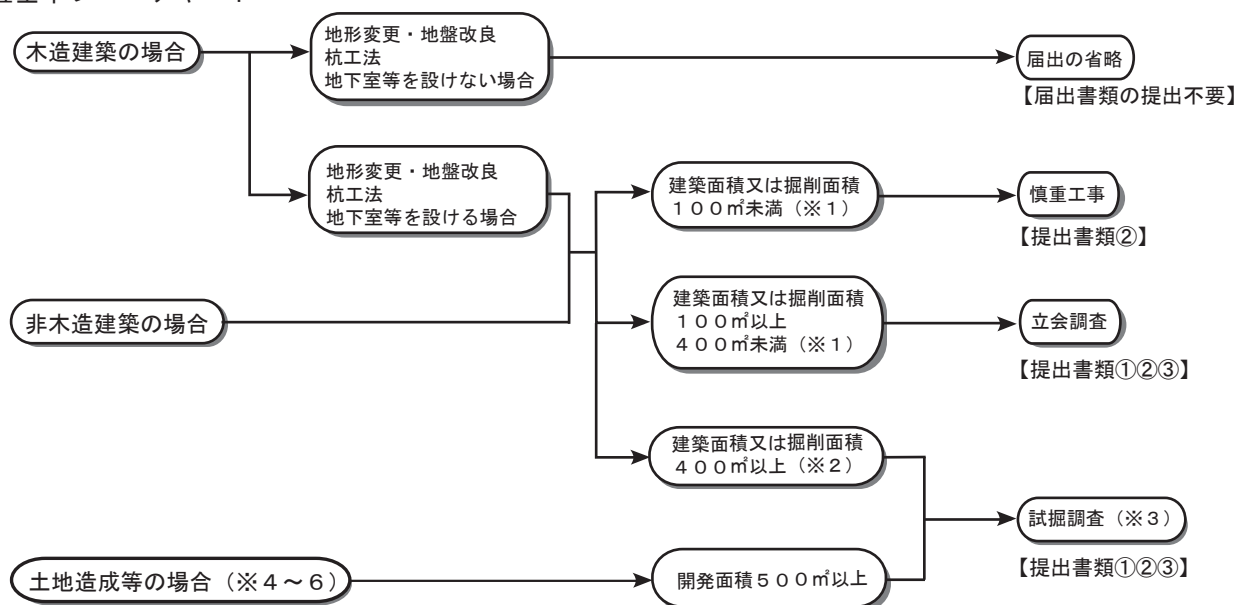
添付図面（付近見取図）

③「立会・試掘調査に伴う出土文化財の権利放棄について」

提出部数：各一部

※該当する工事内容によって提出の有無、書類の内容が変わりますので、下記のフローチャートを参照ください。

調査基準フローチャート



※1 ただし、周辺の調査データに基づき、重要な遺跡の出土が予想される場合、建築面積等にかかわらず、試掘調査や発掘調査を指示する場合があります。

※2 既存建物と新規計画建物が重複する場合、既存建物に地下室等が存在し、遺跡が既に破壊されていると考えられるときは、地下室部分等の面積を調査対象面積から除外することがあります。

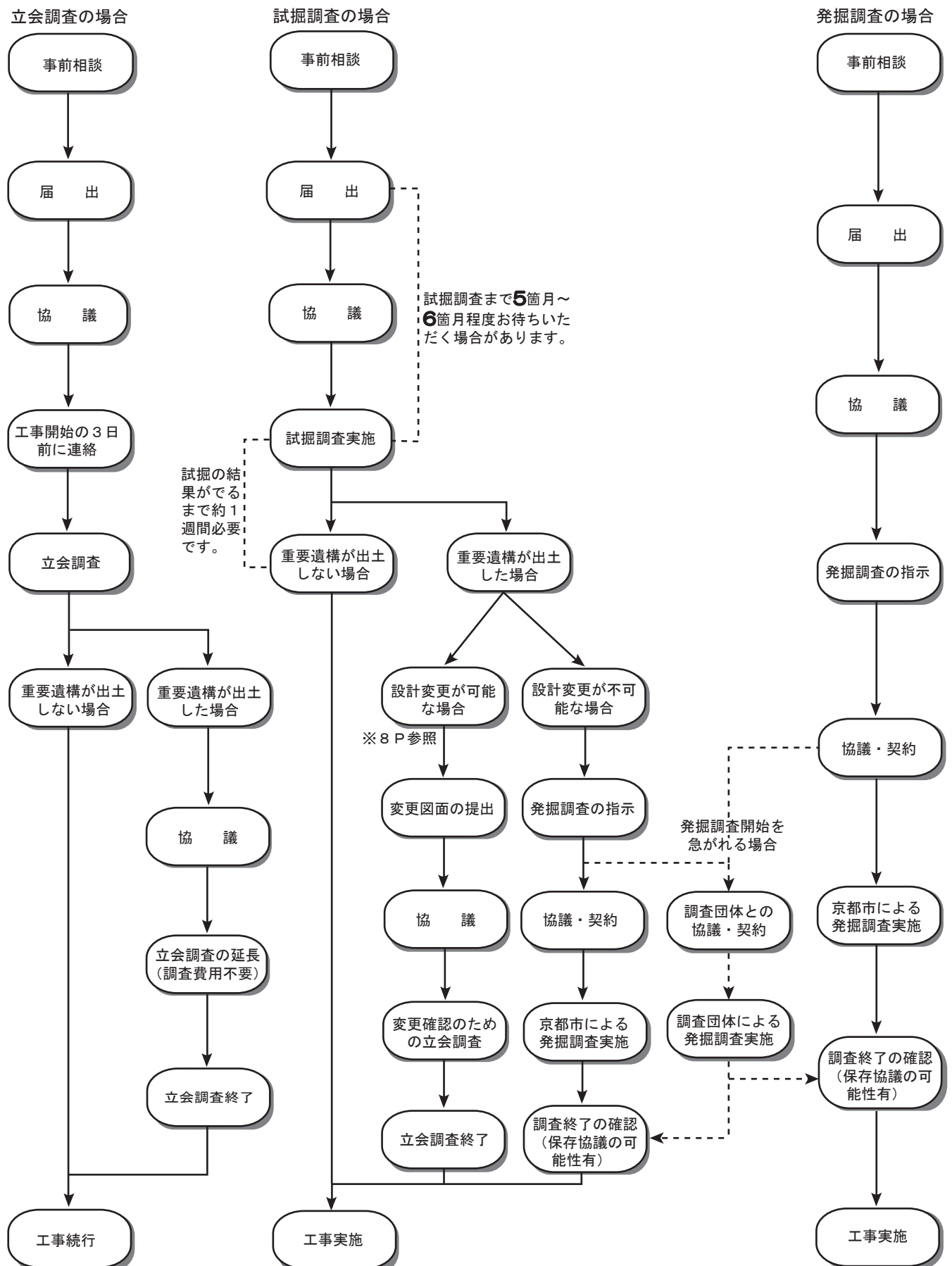
※3 周辺の調査状況から、遺跡の出土が確実視される土地で、土木工事を行う場合は、試掘調査を経ないで発掘調査を指示することがあります。

※4 開発許可行為に該当する・しないに関わらず、土地造成工事を行う場合は、届出が必要となり試掘調査を指導します。ただし、造成内容が遺跡に与える影響が軽微であると判断できる場合は、立会調査等を指示する場合があります。

※5 土地造成工事の後、建物建設工事を行う場合は、土地造成工事及び建物建設工事の両方で届出が必要となります。

※6 林道等の道路造成工事、営農に伴う開拓工事、ヘリポート造成、太陽光発電等の新電力設置工事等、周知の埋蔵文化財包蔵地の保存に重大な影響を与えられる工事についても届出が必要となりますので、必ず事前相談してください。

届出から工事实施までの標準的な流れ



関連法・通知について

文化財保護法第93条

- ① 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。
- ② 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

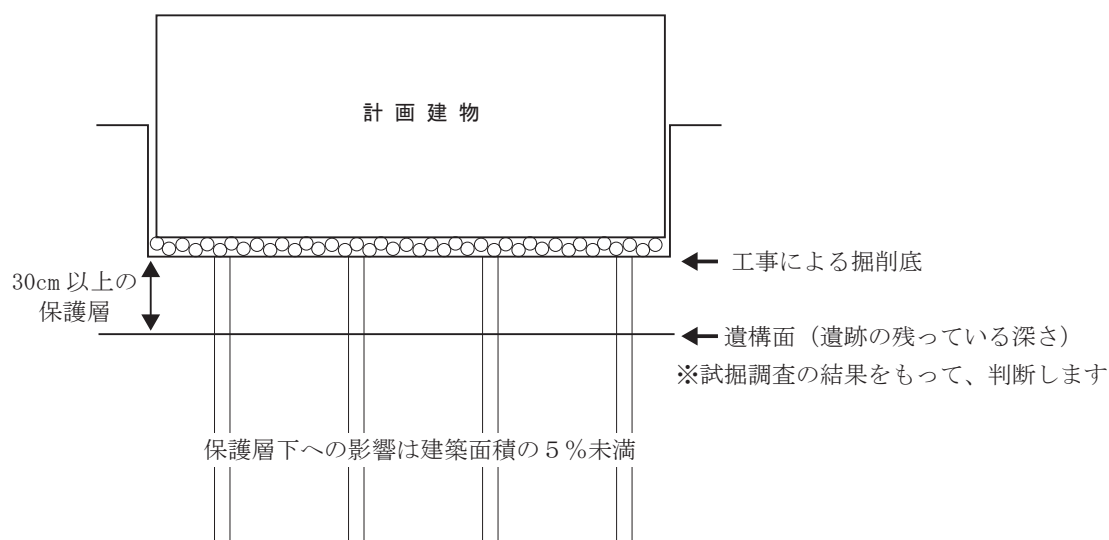
文化庁次長通知（平成10年9月29日付け庁保記第75号）

「工事前の発掘調査を要する場合の基本的な考え方」（一部抜粋）

- ① 工事により埋蔵文化財が掘削され、破壊される場合は発掘調査を行うものとする。
- ② 掘削が埋蔵文化財に直接及ばない場合であっても、工事によって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合や、一時的な盛土や工作物の設置の場合であっても、その重さによって地下の埋蔵文化財に影響を及ぼすおそれがある場合は、発掘調査を行うものとする。
- ③ 恒久的な工作物の設置により相当期間にわたり埋蔵文化財と人との関係が絶たれ、当該埋蔵文化財が損壊したのに等しい状態となる場合は、発掘調査を行うものとする。

設計変更についての考え方

- ① 面的な掘削を**試掘調査で確認された遺構面**から 30cm の保護層を設けた深さまでに留める。
- ② 杭工法など、保護層下へ及ぶ影響を、**建築面積の 5 %未満**に抑える。
※影響面積＝杭の断面積の合計
- ③ 設計どおりに施工されていることを確認するため、施工時に文化財保護課職員が立会を行う。



平成12年3月31日作成
平成16年1月16日改訂
平成19年4月10日改訂
平成31年4月1日改訂
令和2年7月1日改訂